



農業委員会では、 女性の皆さんの力が必要です！

- 国の第5次男女共同参画基本計画において、令和7年度までに
 - ①女性の農業委員が登用されていない農業委員会の数を**0**にする
 - ②農業委員に占める女性の割合を**30%**にするという目標が定められています。
- 市町村でも、これを踏まえた目標を設定し、女性農業委員の登用に取り組んでいます。

あなたも、農業委員として、地域の農業の維持・発展のために活動しませんか？

【福島県内の状況】

- 農業委員に占める女性の割合は10.8%（令和6年2月末時点）と、全国平均の12.5%（令和5年3月末時点）よりも低い状況となっています。
- また、令和6年2月末時点では、女性割合30%を達成している農業委員会はありません（20%に達しているのは10委員会）。

【女性農業委員が求められている背景】

地方が深刻な人口流出や少子高齢化に直面している中、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、**ニーズのきめ細かな把握や、新しい発想により、女性が働きやすく暮らしやすい農村**にすることが重要です。

このため、農村における**方針決定に女性が参画し女性の声が反映**されるよう、農業委員に占める女性の割合の増加が必要とされています。



【農業委員の主な業務】

以下に掲げる、**農地の確保や有効利用**のための業務など

- 1 農業委員会の総会に出席し、農地の売買・貸借の許可に係る審議や、農地転用申請に係る審議を行う
- 2 上記 1 に係る現地調査
- 3 農地に係る利用状況調査（農地パトロール）、利用意向調査
- 4 農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等による、農地利用の効率化・高度化）
- 5 農業者への情報提供、農業者からの相談への対応 など

※ 身分は、市町村の特別職の公務員（非常勤）。任期は3年。

【農業委員任命までの流れ】

募集期間中（※）に、

①**本人が応募** または ②**農業団体などから推薦を受ける**

※募集時期は、市町村によって異なります。

↓
<応募資格>

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化その他の農業委員会の担当業務を適切に行うことができる方

選考の上、市町村議会の同意を得て、市町村長が任命。

原則として、農業委員の過半数は認定農業者である必要があります。

また、農業委員会の業務に利害関係を持っていない「中立委員」を1人以上任命する必要があります。

【お問合せ先】

各市町村の農業委員会

または

福島県 農業担い手課（電話024-521-7396）